

監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」の改正について

2022年 6月 16日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準委員会報告書 701</p> <p style="text-align: center;"><b>独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告</b></p> <p style="text-align: right;">2019年 2月 27日 改正 2021年 1月 14日 改正 2021年 6月 8日 改正 2021年 8月 19日 <u>最終改正</u> 2022年 6月 16日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第 76号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《2. 監査上の主要な検討事項の決定》(第 8 項及び第 9 項参照) (省 略)</p> <p>《(1) 監査人が特に注意を払った事項》(第 8 項参照) (省 略)</p> <p>A15. 他の監査基準委員会報告書では、監査人は、特定の事項について監査役等とのコミュニケーションやその他の者との討議を行うことが求められており、それらは監査人が特に注意を払う領域に関連することがある。例えば、以下が挙げられる。</p> <p>(1) 監査基準委員会報告書 260 は、監査人に、監査期間中に困難な状況に直面した場合は、その状況について監査役等とコミュニケーションを行うことを求めている(監基報 260 第 14 項(2)及び A17 項参照)。困難な状況として、以下が他の監査基準委員会報告書に例示さ</p>	<p>監査基準委員会報告書 701</p> <p style="text-align: center;"><b>独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告</b></p> <p style="text-align: right;">2019年 2月 27日 改正 2021年 1月 14日 改正 2021年 6月 8日 <u>最終改正</u> 2021年 8月 19日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第 76号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《2. 監査上の主要な検討事項の決定》(第 8 項及び第 9 項参照) (省 略)</p> <p>《(1) 監査人が特に注意を払った事項》(第 8 項参照) (省 略)</p> <p>A15. 他の監査基準委員会報告書では、監査人は、特定の事項について監査役等とのコミュニケーションやその他の者との討議を行うことが求められており、それらは監査人が特に注意を払う領域に関連することがある。例えば、以下が挙げられる。</p> <p>(1) 監査基準委員会報告書 260 は、監査人に、監査期間中に困難な状況に直面した場合は、その状況について監査役等とコミュニケーションを行うことを求めている(監基報 260 第 14 項(2)及び A17 項参照)。困難な状況として、以下が他の監査基準委員会報告書に例示さ</p>

新	旧
<p>れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連当事者取引、特に、取引の価格以外の全ての部分が独立第三者間取引と同等であるという監査証拠を監査人が入手するのは実務的に困難なことがある（監査基準委員会報告書 550「関連当事者」の A41 項参照）。</li> <li>・ グループ財務諸表の監査に対する制約、例えば、グループ監査チームによる情報の入手が制限されていることがある（監査基準委員会報告書 600「グループ監査」第 48 項参照）。</li> </ul> <p>(2) 監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」において、監査責任者は、専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項、<u>監査事務所の方針又は手続で専門的な見解の問合せが必要とされている事項及び監査責任者が職業的専門家として専門的な見解が必要と判断したその他の事項</u>に関して、専門的な見解の問合せを適切に実施することが求められている。例えば、監査人は、監査事務所内外の者に、専門性の高い重要な事項に関して専門的な見解の問合せを行うことがある。また、監査責任者は、監査中に識別した重要な事項及び重要な判断について審査担当者と討議することが求められている（監基報 220 第 35 項及び第 36 項参照）。そのような事項が、監査上の主要な検討事項となることがある。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本報告書（2022 年 6 月 16 日）は、2023 年 7 月 1 日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024 年 7 月 1 日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。なおその場合、品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2022 年 6 月 16 日）、品質管理基準委員会報告書第 2 号「監査業務に係る審査」（2022 年 6 月 16 日）及び監査基準委員会報告書 220（2022 年 6 月 16 日）と同時に適用する。</u></li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連当事者取引、特に、取引の価格以外の全ての部分が独立第三者間取引と同等であるという監査証拠を監査人が入手するのは実務的に困難なことがある（監査基準委員会報告書 550「関連当事者」の A41 項参照）。</li> <li>・ グループ財務諸表の監査に対する制約、例えば、グループ監査チームによる情報の入手が制限されていることがある（監査基準委員会報告書 600「グループ監査」第 48 項参照）。</li> </ul> <p>(2) 監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」において、監査責任者は、専門性が高く、判断に困難を伴う事項や見解が定まっていない事項に関して、専門的な見解の問合せを適切に実施することが求められている。例えば、監査人は、監査事務所内外の者に、専門性の高い重要な事項に関して専門的な見解の問合せを行うことがある。また、監査責任者は、監査中に識別した重要な事項について審査担当者と討議することが求められている（監基報 220 第 17 項及び第 18 項参照）。そのような事項が、監査上の主要な検討事項となることがある。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上